

十九世紀作家の権利意識(1)

——*Sketches by Boz* 出版にからんで——

青 木 健

ディケンズが、ジョン・マクローン (John Macrone, 1809-37) を始めさまざまな出版者との間で出版契約に関して次々と物議を醸したことは広く知られている。マクローンに続いてチャップマン&ホール (Chapman & Hall)、リチャード・ベントリー (Richard Bentley) さらにはブラッドベリー&エヴァンズ (Bradbury & Evans) 等の出版者たちとの間で繰り返された壮絶な、いわば闘争をディケンズは経験している。R. L. パターンの『チャールズ・ディケンズと出版者たち』(*Charles Dickens and Publishers*, 1978) では、その問題が広範囲に言及され、ディケンズと出版者との関係 (補遺にはセールと収入についても) が詳細に論じられている。また、『ピルグリム版ディケンズ書簡集(第一巻)』(*The Pilgrim Edition The Letters of Charles Dickens*, Vol.1, 1965) の補遺には、重要な「契約書」の写しが収載されており、この分野を検証するにあたり非常に有益な資料を提供している。さらに、一九九九年七月十五日に開催されたロンドンのサザビーズ (Sotheby's) でのディケンズ関係書類の競売目録は、'The Charles Dickens Archive' として、出版契約に関して、ディケンズと出版者のみならず、その間に仲介役を演じた弁護士たちとの間で交わされた法的書類が「二十八組」('28 lots') あり、第一次的資料としての価値を備えている。確かに一九七一年に同所で実施された 'The Suzannet Sale' 以来のディケンズ関係の重要な第一次資料といえよう。本論は、それらの資料に一部依拠しながら、直接的にはディケンズと出版者たちとの関係を明らかにし、同時に出版者に対する作家としてのディケンズの姿勢を歴史的・社会的な視野から位置づけしようとするものである。

一体にディケンズの出版者たちとの対応は、作家と出版者の関係を歴史的に見た時、重要な段階を示唆している。従来両者の関係は、著作権の問題と絡んで、歴史的に後者が優位に立っていた。古くはミルトンが

『アレオパジティカ』(Areopagitica, 1644)において出版に関して作家としての「権利意識」を主張した例を見ることはできるが、彼に続く作家は十八世紀に至るまで見出せない。十八世紀は作家の権利意識が一段と高揚した時代とされており、確かに著作権が法的問題として議会で法制化された。一七一〇年にはイギリス最初の著作権の法令がアン女王令として発布される。それは、出版者たちが狙った永代著作権ではなく、十四年間の期限付きのものであったため、十八世紀を通して書籍商たちの運動は主として著作権の期限延長が狙いであった。その後繰り返された著作権闘争は、不思議なことにほとんどが主に書籍業者(出版者を兼ねていた)同士の間で起こっており、作者が関与する例は数少ない¹⁾。

十八世紀中葉に起こったエディンバラ出身の書籍商Donaldsonとロンドンの有力書籍商たちとの間で長期間繰り返され、法廷闘争にまで発展した問題に代表される「書籍業者同士の訴訟合戦」(Battle of Booksellers)の原因の多くは、直接的には著作権の問題であった。問題の根底には著作権の概念の捉え方にあったと考えられるが、それらの「訴訟合戦」で注目すべきは、作家が関わらないという点である。作家の側には著作権に関する権利意識が希薄であったし、現在のような著作権の概念も十分理解されておらず、少数の例外を除き、出版者との関係において、多くは原稿売却方式が取られ、二刷ないし三刷以降の利潤は直接関係しないことが一般的であった²⁾。作家たちが著作権への権利を主張しなかった理由は他にもさまざま考えられるが、文筆業におけるパトロン制も無縁ではないだろう。パトロンの経済的支援が確実なら、出版者に敢えて逆らって無理な取引をする必要はないし、阿諛追従に満ちた献辞を心ならず書き添えるだけで自己の文学的野心を満たせるなら、たとえ屈辱的な隷属の姿勢をとらざるを得ない場合でも、ぬるま湯的な慣行に身を委ねたとしてもあながち非難はできないだろう。

しかし、そのパトロン制も、ジョンソン—チェスターフィールドの問題に象徴されるように、十八世紀中葉には衰退し、作家は否応なく出版者に頼らざるを得なくなるという構図が出来上がる。それでは、それ以降出版者が従来のパトロンの機能の代行者となったのだろうか。「ノン」というべきであろう。出版費用という経済的な意味では肯定できるとしても、パトロン制の本質的な意味と機能は受け継がれることはなかったと言える。少なくとも十八世紀中葉以降、著名な作家は、かつてパトロ

ンとの間にあった隷属関係を出版者との間で持つことは次第になくなった。理由は、ジョンソンの例に見られるように、文筆業の拡大・発展に伴う作家の権利意識の向上にあるだろう。

作家の権利意識向上のもう一つの要因は、一五五七年にメアリ女王から勅許を得て、独占企業的なさまざまな特権を享受して以来、十八世紀に至るまで出版・書籍業界で強大な権力を行使していたロンドンの有力書籍商からなる「書籍商組合」(‘Stationers’ Company)の衰退にあると思われる。まず、強い結束を誇っていた組合員の中からそれを揺るがす者が現れ、内部から少しずつつびびが入っていった。その傾向を助長したのは、外部の圧力である。前述したドナルドソンは、スコットランドの書店主であり、多くの人気のあるイングランドの書物を廉価版で売り捌き、書籍商組合との間で著作権訴訟を起こし、結果的に上院の最終判決を勝ち取る。一七七四年のことである。書籍業界の慣行を無視したドナルドソンの強引とも思える行動に対する一般の論議は、著作権問題の決着のむずかしさを浮き彫りにするとともに、組合の専横ぶりを白日のもとにさらすことになった。

繰り返し行われた激しい著作権争議の中で、当事者の一翼を担うはずの作家はどのような態度をとっていたのであろうか。争議が最も過熱していた一七三〇年代において、著作権に関する作家の関心はあまり高くなかった。著作権の長さは著者よりも出版者により重要であったからである。その理由として、既に言及したように、著作権は買い取り制が一般であり、近代的な印税制度が確立していなかったことがあげられる。R. W. チャップマンは次のように分析している。

作家の地位の弱さは、一つはその窮乏にあった—彼らは待つことができなかつた—さらに支払方法の根本的な性質にもあった。というのは、印税制度がまだ考えられていなかったからである。したがって、通例作家は著作権を売却した。たとえ支払われた報酬が妥当な額であっても、最もおいしいご馳走は出版者の口に入るようになっていた³⁾。

しかし、一七四〇年代以降小説の勃興と軌を一にするように増大していった一般読者の存在は、出版者と作家の関係を好転させる重要な要因

となった。ロンドンの有力な書籍業者は健全な方策で富を築くとともに作家を尊敬し、彼らへの報酬も寛大となり、一步進んで書籍業者と作家とは人間的なつながりにまで発展した。ケイブとジョンソン、ミラーとフィールディング、ゴールドスミスとストラーンといった作家と書籍業者の組み合わせは、ボズウェルの『ジョンソン伝』(*The Life of Johnson*)やニコルズの『文学逸話集』(*The Literary Anecdotes*)にあるように、彼らの人間的なつながりを美しく浮き彫りにしている。『英語辞典』刊行事業の主要な責任を受け持った、ストランドの書店主アンドルー・ミラーに対するジョンソンの人物評をボズウェルは次のように伝えている。

ミラー自身は、文学の優れた鑑識家ではなかったにもかかわらず、非常に有能な人々を友人として選ぶだけの見識をもっていた。彼が版權購入についての見解と助言をジョンソンに求めた結果、彼は非常な産も築き、それを気前よく世間に還元した。ジョンソンは彼についてこう評した。

「僕はミラーを尊敬する。君、彼は文学の価値を引き上げてくれたよ。」⁴⁾

書籍商(出版者)が無償の精神で出版を引き受けたとは思えないので、ボズウェルやジョンソンの賛辞は割り引く必要はあるだろうが、ジョンソンが書店主たちに対して、感謝の念を抱くようになったことは確かである。「彼[ジョンソン]はあらゆる機会にこの点[彼らの寛大さ]に関して彼らへの尊敬を表明していた。彼らこそ文芸の庇護者だと考えていた」⁵⁾とボズウェルは記している。このようなジョンソンの出版者に対する姿勢は、文学者自身の余裕から権利意識を無意識の内に表明したものと捉えることができよう。それは、作家—パトロン—出版者の間にそれまであった関係の変質を示すものであり、パトロン制が瓦解し、代わりに新しい読者層の増大によって、作家は出版者とのみ良好な関係を保つよう努力するようになる。そして、作家は読者との関係において、出版者との距離を縮めて行った。ディケンズが作家として登場する十九世紀にはその流れは一段と加速された。

その間著作権問題は、ますます作家に有利な傾向を示し始めていたが、他方出版者にとっても新しい時代は歓迎すべきものであった。社会の動

向は読者層の増大に向かって行ったからである。十八世紀後半に準備された道路の改良や郵便馬車発達に始まり、十九世紀の鉄道等の伝達手段の発達は地方の人々にも書籍の入手を可能にし、教育の普及は読書の習慣を身に付けさせたし、提供する側も、十八世紀中葉に始まった貸本屋の流行が、十九世紀に入り規模を拡大して需要に応じた。「作家・パトロン・出版者・読者」の相互関係から近代文筆業研究の古典とされる A. S. Collins の『文筆業』(*The Profession of Letters*, 1928) では、さらに、イギリス社会の変貌を促したさまざまな要因と一般読者との関係が詳細に分析され、とりわけ、外的な諸要素が国民の精神に及ぼした状況が、社会史的文化的に論述され、その結果として誕生した新たな読者の性質が明らかにされている。

このような新しい読者を前にして、作家も出版者も従来の出版システムのみならず、出版物の内容も彼等の要望に沿わなくなったことを意識したのは自然な成り行きであった。前代の有力貴族を中心とするパトロン制はほぼ消滅して、真のパトロンは名実ともに一般読者となった。しかもその読者は、一部のエリートのみでなく、あらゆる階層の不特定多数であり、社会の底辺まで拡大され、その要求は多様なものとなった。時代の新しい指導理念を求めていた知識層は、従来の新聞や雑誌に満足できなくなっていた。そのような社会的要請に応えるかのように、十九世紀初頭には有力な評論誌が次々と創刊された。他方、経済的に恵まれないが、知識欲旺盛な下層の人々は、書物への渴望を廉価な書籍、貸本、古本、ゾッキ本等で満たそうとした⁶⁾。

新たな時代の足音はすぐそこまで聞こえていた。読者層の爆発的な増大による各分野の書籍への需要の拡大、その結果としての小説を中心とした文筆業の繁栄、流通機構の発達などによって、次第に出版者と作家の立場が逆転の様相を帯びつつあった。ディケンズが颯爽と登場する文学界の時代背景は以上のようなものであった。著作権の問題に限っても、作家にとって有利な法制化が進んでいた。とりわけ一八四二年の著作権改正は作家有利の状況を決定的なものにした⁷⁾。ディケンズの類を見ないデヴュー早々からの急激なポピュラリティは、最終的には本人の才能に帰すべきであろうが、上記のような外的な状況も考慮すべきであろう。

もちろん、二流、三流の作家まですべてその恩恵を受けたかどうか

については疑問の余地があろうし、ブロンテ姉妹や G. エリオットなど後に一流の作家と認められる小説家たちのデヴューに見られるように、改正著作権法の恩恵を受けられなかった作家が多数いたところから見れば、ディケンズの場合は特殊で幸運な例であるかもしれない。いずれにせよ、生涯を通して出版者たちに対するディケンズの断固とした姿勢は、十八世紀のジョンソンが、さして恩恵を受けたとも思われない出版者に対して比較的寛大な姿勢で臨んでいたのとは対照的である。その違いは、個人的な状況や性癖が影響している点はあるかもしれないが、他方歴史的な流れの中で、作家の地位への関心の温度差の変化に理由の一つがあると思われる。ディケンズが、国際著作権の問題でアメリカ訪問中に見せた頑なまでの姿勢は、若気の勇み足と捉えるより、個人的なエゴを超えて、イギリス人作家全体の擁護と地位向上を目指した若い作家の熱情の表われと捉える方がより生産的であろう。

ただ、本論で扱う問題は、作家として世に出たばかりで出版者とのさまざまな法的駆け引きに慣れていない、また全体的な見取り図の用意のない、余裕のない初期の作家の問題である。他方で、きちんとした航海図も無いが故に、手探りで手練手管の出版者たちと闘うディケンズの姿勢は作家と出版者との関係に新たな視点を提供することになったと思われる。

それにしても、契約書を中心とした、出版者や弁護士たちとのディケンズのやり取りの複雑さは驚くべきものである。それは、彼が同時に複数の契約を出版者と結んだことだけでなく、一度結んだ契約を破棄して契約のし直しをした点なども絡んでいるし、さらには、チャップマン&ホールとの関係のように、一度決別した出版者と再び関わるといった契約の例にみられる。そういった複雑な契約をした原因を人間的な未熟さに求めることも可能であろうが、名声を得て経験を積んだ作家に対してはそれのみを理由にすることはむずかしい。しかし、ディケンズの姿勢は、後年も変わらないとする見解が一般的である。本論では、主としてその出発点である出版者ジョン・マクローンとの間で繰り広げられた作家 vs. 出版者の軋轢をさまざまな契約の内容はむろん、ディケンズが置かれた状況を検証した上で、出版者と読者に対して作家が取るべき姿勢を作家として立ったばかりのディケンズに見ようと思う。

ディケンズの初期の出版と関わった出版者と作品は、次のようなものである。ジョン・マクローン (*Sketches by Boz*, 1836)、チャップマン&ホール (*Pickwick Papers*, 1836)、そしてリチャード・ベントリー (*Bentley's Miscellany*, *Oliver Twist*) 等である。彼らとの出版契約の形態は、未知の世界に踏み出した若い、世間にまだ疎い作家の姿を映し出している。彼らとの出版契約において、ディケンズの方法は駆け引きを計算に入れず、その時の熱情に駆られたという印象があるからである。本人も予想していなかった突然の作家への道を前に、ディケンズ自身状況を的確に判断できなかったと考えられるが、それは、作家として急激な名声を獲得した幸運な若い作家が支払わなければならなかった代償かもしれない。いずれにせよ、ディケンズが体験した、闘争とも言える、出版者たちとのやり取りを見てみよう。

最初に、一流作家としての地位を確立する以前のディケンズにアプローチしたのは、若い出版者（ディケンズより3歳年長）マクローンであった。一八三五年の秋頃、彼は『マンスリー・マガジン』(*The Monthly Magazine*)を始めさまざまな定期刊行物に掲載され、好評を博していたディケンズのロンドンの情景のスケッチをまとめて、刊行したい希望を持ってエインズワース (W. Harrison Ainsworth, 1805-1882) を通してディケンズに打診する。エインズワースが仲介の労をとったのは、マクローンが彼の *Rookwood* (1834) を刊行した縁によると思われる。この時、マクローンは著作権代として百ポンドの提供をディケンズに申し出る。この辺の事実関係は、契約書の存在によるのではなく、ディケンズとマクローンの間で交わされた書簡によって確かめられる⁸⁾。『モーニング・クロニクル』(*The Morning Chronicle*) の報道記者という経済的に不安定な中、キャサリン・ホガース (Catherine Hogarth, 1815-1879) との結婚をまじかに控えていたディケンズにとっては、これは歓迎すべき申し出であった。さらに、幸運なことに、当代一の風刺画家ジョージ・クルックシャンク (George Cruikshank, 1792-1878) の挿絵がつくことになった。タイトルその他でいろいろ悶着はあったが、クルックシャンクの挿絵付の *Sketches by Boz, First Series* (二巻) は一八三六年二月八日に発刊され、大成功を収める。

しかし、キャサリンとの結婚の際には、best man を依頼したほどに密接な関係を持ったマクローンとの間が程なくおかしなものになってし

まう。そのきっかけを暗示するのが、一八三六年五月九日付けのマクローン宛ディケンズの書簡である。

拝啓

マクローン様

将来書かれることとなる作品（普通サイズで三巻本）、『ロンドンの錠前師、ゲイブリエル・ヴァードン』 [*Gabriel Vardon, the Locksmith of London*] なる題名予定の小説の初版（部数は精々1,000部）に対して二百ポンドを拝受できることは小生の大きな喜びです。

もし、望ましいと考えられた場合、さらに何部かを増刷することについても同意致しましょう。その場合、費用を差し引いた利潤は折半するという条件付です。

二百ポンドについては、十一月三十日、あるいはそれ以前、ないしはそれ以後の、できるだけ早い時期に、互いに適当な日に完全原稿をお渡しした時にお受けしたいという風に考えています⁹⁾。

ディケンズの高揚した気分が直接伝わって来るこの書簡が、なぜ両者の関係を危うくすることになったのであろうか。一方で、この書簡は当時の小説出版に関わる状況も伝えているので、その両面を検証してみる。

この書簡が示すように、ディケンズはマクローンとの間で、新しい小説執筆を一応の期限付きで約束し、さらに発行部数も限定した上で、儲けが出た際には折半にするという約束まで取り交わしている。その小説のタイトルも『ゲイブリエル・ヴァードン』 (*Gabriel Vardon*) と決定していた。しかし、この書簡が法的拘束力を持たないことは明らかである。なぜ、法的意味を持つ正式な契約がなされなかったのであろうか。一つには、個人的なつながりを重視したこと、さらに、この書簡が書かれたときのディケンズが置かれた状況も理由の一つと考えられる。というのも、この時点（1836年5月）と数ヵ月後の作家としてのディケンズの立場には雲泥の差があったからである。五月の時点では、月刊分冊で出版されていた『ピクウィック・ペーパーズ』の読者の反応は未だ今一つであったため、ディケンズは本格的な小説出版を目論んでいたことが伺われる。

それは、本格的な作家として認められるという大きな目的を達成する

ことであるが、作品出版に対するディケンズの姿勢、あるいはプリンシプルを考えた場合、興味深い点が浮き彫りになってくる。新しい小説を「普通サイズで三巻本」で出版するとしたディケンズの上記の言葉は、後に三巻本形式での出版を極力避ける姿勢と矛盾したものである¹⁰⁾。なぜこの時点でディケンズは三巻本の出版に言及したのであるだろうか。当時三巻本の出版物は、スコットの小説がそうであったように、高価格に属し（三十一シリング六ペンスが通り相場）、下層階級はむろん、下層中流階級の読者は、もっぱらムーディ（Charles Edward Moody, 1818-1890）等の貸本屋に頼っていたと言う事実がある。

ディケンズは、後に（1842年）「自己の作品が山奥や辺地の貧しい人々に読まれること」¹¹⁾が作家としての本望だと公言し、読者層を下層階級にまで広げることになるが、その数年前（1836年）には、このように、三巻本出版に反対らしきことを少しも口にしていない。初めての本格的な小説出版に際し、低所得の読者への配慮まで思い浮かばず、流行に即して三巻本出版に同意したのであるだろうか。あるいは貸本屋を通してこの三巻本は読者に届くと考えたのであろうか。一方、作家としてのディケンズはこの時点で、月刊分冊形式で『ピクウィック・ペーパーズ』をチャップマン&ホール社から出していたが、まだ五号に達しておらず、以後の爆発的な売れ行きは予想できない状況にあった。月刊分冊での出版の利点が確認できない以上、最もポピュラーな出版形式に依存したとするのが無難と思われる。

一方、報酬の受け方としては、「小説の初版……に対して二百ポンドを拝受できる」と言って、伝統的な支払い方式であった著作権売却による方式を取ろうとしているが、興味深い点は、さらに「利潤は半々にする」という点である。これはいわゆる印税方式とも違う支払い方式であり、利潤が出た場合のみ有効というものであった。同じ折半方式でも損失が出た場合も折半にするという方式もあるが、ここではそれは採用されていない。印税方式は、この時期少しずつ採用されるようになっており、ディケンズが一八四二年にアメリカを訪問した際に国際著作権を主張した時、印税方式が意識されていたと思われる。このような一定しない状況は、この時期、印税方式がまだ作家への報酬として確立したものになっていなかったことの証左でもあろう。

出版形式、報酬の受領形式ともに曖昧な上に、さらに問題を大きくし

たのは、両者の間に正式な契約書がなく、書簡による約束であったこと、原稿受け渡し日が少々曖昧なこと、さらにはこの作品を優先的に執筆するとの約束がないこと等であった¹²⁾。このような無防備なディケンズの姿は、彼が次々と他の出版者・書籍商とさまざまな作品執筆の約束を取り交わした事実表れている。この時点で(1836年5月)、チャップマン&ホールとは月刊分冊『ピクウィック』(執筆中)、トマス・テッグ(Thomas Tegg, 1801-1879)とは子ども向けの本(予定)、ベントリーとは短編(*The Village Coquettes*)を、ジョン・ブレアム(John Braham, 1801-1868)とは、笑劇(*The Strange Gentleman*)の執筆を約束していた。また、同年八月には、「タイトルは未定ながら、三巻本で各巻一頁二十五行、三百二十頁」の小説を執筆することをベントリーとの間で約束している。

問題をさらに複雑にしたのは、ベントリーとの約束の中に、「上記の小説が完成するまでは、チャールズ・ディケンズ氏は如何なる作品も手がけてはならない」¹³⁾ことと、ディケンズが次に発表する作品についても同一の条件であることが付帯条件として入っていたことである。これらの付帯条件は、既に契約済みのものを排除することを意味した。ベントリーとはさらに、同年十一月月刊誌『ベントリー・ミセラニー』の編集と執筆(ディケンズ自身の書き物を96頁の内、16頁入れる)も契約している。ここでも、チャップマン&ホールとの契約を除き、他との契約を禁止する条項があった。

したがって、一八三六年十一月前後には、実行するしないは別にして、都合八件の作品執筆と出版にかかわることになってしまった。ディケンズの超人的なエネルギーをもってしても、これらすべてをこなすのは不可能であることは明白であった。それでも、『ボズのスケッチ集』(Second Series)は遅延の結果、同年十一月十七日、当初の計画と違い一巻本でどうにか無事出版された。

しかし、この前後からマクローンとディケンズの関係があやしくなってくる。特に、ベントリーとの間で交わした契約(8月22日)の重さにディケンズは引きずられたようである。というのも、新しい作品に対して、ベントリーはマクローンが申し出た額の二・五倍(500ポンド)を提示したからである¹⁴⁾。しかも、他の作品に優先させるという付帯条項まで付いていた。ディケンズが若さを露呈するのはこの時である。既に小説出版で名を売り、したたかさでは人後に落ちない出版者ベントリーに

ディケンズは搦め捕られたのである。結局、ディケンズはベントリーとチャップマン&ホールとの契約を除き、他の契約を破棄するという大胆な行動に出る。

契約破棄を通告された出版者及びその関係者の中で、当然のようにマクローンが最も強く抵抗した。彼は、ディケンズとの間で一八三六年五月に取り決めた『ゲイブリエル・ヴァードン』に関する契約の実行を迫った。マクローンは既にさまざまな広告媒体を通して『ゲイブリエル』出版を宣伝していた。窮したディケンズは、ベントリーやチャップマン&ホールに広告阻止を依頼する。それでも、マクローンの姿勢は強硬なため、遂にディケンズは、一八三七年一月五日に百ポンドという安さで『ボズのスケッチ集』(First, Second Series)の版權を彼に売却することによって、『ボズ』出版から完全に手を引く代わりに、マクローンとの間で取り決めた『ゲイブリエル』執筆を約束した一八三六年五月九日の書簡を彼の手から取り戻すことに成功する。

しかし、マクローンとの確執はこれで幕を閉じたわけではない。否、さらに厄介な問題が『ボズのスケッチ集』に絡んで持ち上がる。版權を掌中に収めたマクローンは、この作品をいまや巷間を席卷する勢いの『ピクウィック・ペーパーズ』に倣って、月刊分冊で再刊する計画を公にしたのである。ディケンズはこれに激しく反対の声を上げた。ジョン・フォスターは『伝記』の中で次のように、ディケンズの書簡を引用し、彼の主張を紹介している。

……マクローンが小生の『スケッチ集』を、『ピクウィック・ペーパーズ』とほとんど同じ版、同じ体裁の月刊分冊形式で新しく出そうと考えている旨を聞きました。これは、小生に甚大なる迷惑を及ぼすと思われます……¹⁵⁾。

なぜディケンズは反対したのであろうか。売却方式で版權を手放した以上、それを最大限利用する権利はマクローンにある訳であり、著者たりとも異義を唱える権利はないはずである。『ピクウィック・ペーパーズ』の売れ行きが爆発的に上昇し、瞬く間にディケンズは一流作家と見做されるようになったが、その成功の一端は月刊分冊という出版形態に負うところが大きいことは周知のことであった。ディケンズは、フォー

スター宛の書簡の中でさらに次のように主張している。

言い換えれば、小生が『ピクウィック』の好評につけこみ、金儲けだけを目的にこの旧作『『ボズのスケッチ集』』に新しい衣装を着せて読者に押し付ける了見だと誤解されたりするのは、もちろん絶対に避けたいことは申すまでもありません。また、小生の名前が、同時に三種類の出版物の著者として公衆の前にさらされるなら、悪評を招くことは必然と思われま¹⁶⁾す。

ディケンズがここで主張している反対理由は、一見妥当のようだが、出版形式に関して彼が当時及びその後に行った行動をみると、必ずしも説得力のあるものではない。月刊分冊終了後に合本として出すことは慣行であったし、『オリヴァー』は月刊誌連載の後で三巻本でベントリーより出ている。現にマクローンが意図していた月刊分冊形式での『ボズのスケッチ集』は、後に(1837年11月～39年6月)チャップマン&ホールより出版されているのである。また、「同時に三種類の出版物の著者として公衆の前にさらされること」への反発も説得力に欠ける。現に彼が、この前後八種類の出版物にかかわっていたことは前述した通りである。

ディケンズは、前述の書簡の中でマクローンへの非難を繰り返した後で、フォースターに仲介役を依頼しただけでなく、チャップマン&ホールにも打診して、マクローン側が提示した二千ポンドで版權買戻しの拳に出る。もちろんディケンズにそのような大金が用意されていたわけではないので、チャップマン&ホールが立替払いを申し出たのを幸いに、それによってこの件の決着を図ろうとした。結果的に、この方法が採られ、一八三七年一月五日にディケンズからマクローンに百ポンドという桁外れの安さで売却された『ボズのスケッチ集』(First及びSecond Series)の版權は、五ヵ月後には二十倍の額で買い戻されることになる。

しかし、この件をマクローン側から見たらどうであろうか。『スケッチ集』の版權を所有している以上、彼はこの作品の処理を自由にできる権利を持っていた。『ピクウィック』の成功により一気に名を上げた作家とその出版形式に倣おうとしたことは当然と思われる。ディケンズからの回答に不満な彼は、ディケンズの不誠実を詰るとともに、最初ディケンズを彼に紹介した W. H. エインズワースに助言を求める。エイン

ズワースは直ちに法的措置を取るようマクローンに勧めた¹⁷⁾。しかし、マクローンは、結局その方法は取らず、版權売却という方法で決着を図った。この件に関して、ディケンズは二年後（1839年5月）、専従弁護士トマス・ミトン（Thomas Mitton, 1812-1878）宛書簡の中で、マクローンとの間で交わされた取引、特に金銭的なやりとりについて次のように述べている。

拝啓

『ボズのスケッチ集』に関するマクローン氏との取り決めについて小生がどのように記憶しているかを知りたいとのこと。お話ししましょう。

第一シリーズ（First Series）の初版に対して、小生は発刊後三、四日後に百ポンド受け取りました。[しかし] 小生は一度もパートナーとなったことはないのです。パートナーになるという取り決めに署名したことも、この作品出版にあたり、パートナーとしてペンスたりとも要求したり、受け取ったりしたこともありません。

第二シリーズ（Second Series）の初版に関しては、百五十ポンド受け取ったと思いますが、正確な額は確かではありません。承知しているのは、パートナーとして利潤の分け前に預かったことなど一絶対にないし、夢にも思ったこともありません。[程なくして] 小生とマクローン氏との間で、小説執筆の取り決めがキャンセルされたかどうかの問題が持ち上がりました。実際にはキャンセルされなかったし、また彼は、取り決めの実施や損失の補填を主張する法的権利を保有していましたから……。小生は小説執筆の取り決めにキャンセルする代わりに、『スケッチ集』の両シリーズの版權をマクローン氏に返しました。それ以後のことは、ご存知の通りです。[結局] この作品で小生は総額四百ポンドを得たのに対して、マクローン氏は四千ポンド近くの利潤を得たのです。版權は再びチャップマン&ホールによって二千ポンドで買い戻されたのです……¹⁸⁾。

ミトン宛のこの書簡は、『スケッチ集』を刊行した T. C. ハンサード（T. C. Hansard, 1813-91）（*Parliamentary Debates* を発刊）の代理人専従弁護士フォス&クラーク（Foss & Clark）の請求（印刷代150.3ポンドの支払い）

に対してミトンを通して応えようとしたものである。「パートナー」になるということは、純益があった場合はよいとして、損失が出た場合はともに被らなければならないことを意味する。ミトンは、ディケンズの主張通り、ハンサードの弁護士に対して「我々の依頼人は、ハンサード氏の主張に対して一ペンスも支払いの義務はないという固い決心を表明している」¹⁹⁾として、ハンサードの主張を退けている。ディケンズが言うように、金銭上のパートナーになっていなかったかどうか正確なことは不明である。マクローンは二年前（1837年9月）に急逝しており、彼の生の声を聴くことはできないからである。

さらに、チャップマン&ホールに立て替えさせたのは二千ポンドではなく、在庫分やクルックシャンクの挿絵原画の分としてさらに二百五十ポンド上乗せがあったはずである。また、「小説執筆の取り決めが……実際にはキャンセルされていなかった」というディケンズの主張にも首を傾げざるをえない。マクローンとの確執はディケンズがキャンセルしようとしたことが原因だったはずである。確かに「キャンセルする代わりに版權をマクローン氏に返した」ことは事実であり、法的には問題とはならないのかもしれない。しかし、キャンセルしようとした理由について言及しないのは片手落ちの印象は否めない。

ディケンズは、マクローンとの間のいざこざを反省してか、以後作品執筆に際しては、正式な契約書を出版者との間で作成することを常とするようになった。パートナーに関しても、チャップマン&ホールによる版權買戻しの際には、この版權に対してディケンズがパートナーになることが提案されている。この事実は、フォースターはむろん、パテンやアクロイドその他のディケンズ伝記研究者も看過している点であり、サザビーズでのオークションで初めて明らかにされたものである。それは、「法的指示」(‘Legal Instruction’)と銘打ったもので、ジェイムズ・ベイコン (James Bacon, 1798-1895) なる弁護士が残したメモである。それには「スケッチの版權が侵害されないため」(‘to stay the Piracy of their Sketches’) に関係者の間で新たに作成することにしたとした上で、次のような文言がある。

[...when in June 1837 Dickens]...proposed to Messers Chapman & Hall to endeavour to obtain the copyright in these works it was

distinctly understood that as between themselves Mr Dickens should be considered as a purchaser of a moiety of the Copyright and Chapman & Hall the other moiety...the condition was all provided by the last named parties and the negotiation throughout was conducted as if they only were the Purchasers as indeed will appear from the copies of document furnished...²⁰⁾

‘moiety’とは‘half-share’のことであり、ディケンズが『スケッチ』の版權をチャップマン&ホールと「折半」にするというものである。ディケンズがマクローンとの確執で得た教訓は、公的な意味での契約がいかに重要であるかということであったろう。それ以後の一連の作品発表に当たり、ディケンズは出版者との取り決めに慎重な姿勢をみせるようになる。今回のサザビーズの競売には弁護士のメモを始め法的な書類が多数混じっている。

ディケンズがマクローンとの件で学んだもう一つの点は、作家と読者のあるべき姿ではなかつただろうか。新しい読者は、決して社会のエリート層ではなく、十九世紀に人口の面でも、社会的な勢力としても最も強大になったボブ・クラチットに代表される下層中流階級の中に存在していたことをディケンズはロンドンのスケッチを通して理解したと思われる。作家としての彼らへの共鳴と同情は、作品のテーマ・物語内容にとどまらず、書籍の入手方法の理解にも及んだと思われる。もちろんそれは第一義的に出版者の問題である。しかし、ディケンズのように読者との親密さを極端に重要視する作家にとり、読者への同情は何よりも優先されるものである。

それと関連するのは、廉価本問題である。十八世紀の出版文化が著作権闘争を中心に発達したという側面があるのに対して、十九世紀には廉価本問題が脚光を浴びるようになった。十九世紀中葉に作家兼政治家のグラッドストーンは議会で、廉価本の流通が一部の有力書籍商によって阻害されていることは、文化の伝播に大きな障害になると警告した。ディケンズは、その問題が現実化した時、廉価本を出版する弱小出版業者の側に立ち、彼らの勝利に貢献したことがある²¹⁾。社会の大きな流れは、伝統的な読者—書籍を贅沢品とみなすともに、それによって教養を養う紳士たち—のほかにさまざまな関心のもとに書籍や雑誌購入を求め

る読者を対象にしてゆく方向へと傾斜していった。ディケンズは、出版者に対して作家としての権利意識を高く掲げたが、読者に対しては同情と共鳴を明らかにした。

注

- 1) A. S. Collins, *Authorship in the Days of Johnson* (Robert Holden London, 1927) はその分野の古典である。青木・榎本訳『十八世紀イギリス出版文化史』(彩流社、1994年)に全訳されている。
- 2) 例えば、フィールディングは『トム・ジョーンズ』を£600、『アミーリア』を£1,000で売却している。
- 3) Chapter XXVI 'Authors and Booksellers' R. W. Chapman in *Johnson's England*, ed. by A. S. Turberville, pp.310-11.
- 4) 中野好之訳『ジョンソン伝』I巻210頁。みすず書房。
- 5) 同書、221頁。
- 6) See, A. S. Collins, *The Profession of Letters* (Routledge, 1928), pp.32-48.
- 7) この法律により著作権は25年に延長された。
- 8) See Storey eds. *The Pilgrim Edition The Letters of Charles Dickens*, Vol.1. (Clarendon Press, 1965)
- 9) *Ibid.* p. 150.
- 10) 月刊分冊発刊後に改めて三巻本など合本にして出版することは慣行として行われていた。*Oliver* の場合も月刊誌連載後三巻本で出ている。
- 11) *American Notes* (Everyman, 1996), p.47.
- 12) 『ピルグリム版ディケンズ書簡集』Vol.I. の補遺で編集者は、マクローンとエイズワースの往復書簡を見ると何らかの契約書めいたものがあったらしいが、まだ現物は発見されていないとしている。
- 13) Storey eds., *op.cit.* p.674.
- 14) See *ibid.*, p.649.
- 15) 宮崎孝一他訳『定本チャールズ・ディケンズの生涯』上巻研友社56頁。
- 16) 同書56頁。
- 17) Storey eds., *op. cit.*, p.209. n.
- 18) *Ibid.*, pp.549-550.
- 19) *Ibid.*, p.550. n.
- 20) *English Literature and History* (Sotherby's, 1999), p.85.
- 21) 青木健 「ビクトリア朝における廉価本争議」、『成城芸芸』176号 2001年 80-92頁。